

平安時代における儒教 ——白居易「策林」の受容を軸に——

長瀬 由美

はじめに

平安時代に成立したいくつもの勅撰私撰漢詩文集はもとより、この時代の仮名作品——例えば『土佐日記』『竹取物語』『宇津保物語』や『蜻蛉日記』『源氏物語』など——を見わたしたとき、平安時代の文学、すなわちこの時代の表現と思想の大きな担い手が大学寮出身者及びその子女たちであったことに、すぐ気づかされるだろう。平安時代には、大学寮を拠点として中国唐王朝に倣うかたちで学問がなされた。儒教の經典を軸に、史書や六朝詩文の総集たる『文選』が大学寮の教科書に指定され、用いられる注釈書も基本的に唐に倣った。また承和年間以降は、中唐の詩人にして優れた官僚であった白居易の詩文集『白氏文集』が伝来されるや、大学寮の教科書として扱われることはなかったもののおおいに重んじられ、詩作の範とされ、かつ官僚の行政文書としても範とされた。

これら漢籍の言葉と思想の世界を受けとめて平安朝漢詩文は生み出され、和歌や仮名物語もまた、その表現形成や思考のありかたにおいて、漢詩文世界と密接に繋がりました。それを大きな糧として展開した。平安朝文学の基盤としての漢文世界について考究するため、本稿では、白居易「策林」受容の問題を改めて取りあげる¹⁾。

一 平安時代思想史および平安時代の儒教

さて、平安時代の思想と表現とを担う、その中核に大学寮出身者とその子女たちがいたことを先に述べたが、思想史研究に目を向けて見ると、平安時代の思想とその変遷について具体的かつ総括的に捉える研究は未だ十分に展開されてはいない。大隅和雄氏は、平安時代が日本文化史上極めて重要な意味を持つ時代でありながら、その時代の思想については、仏教を軸として鎌倉新仏教発生の淵源を遡って探るといいう方向でなされることが多く、思想的な研究が等閑視されている

大きな理由として、仏教教学に関するものを除いては、狭い意味での思想的論述の書が平安時代には非常に少ないことを挙げる。氏は論文「古代末期における価値観の変動」において、平安時代の思想史の見取図を作るべく「律令的な価値体系」に注目され、律令的な価値体系の流動化から解体へ、また律令的な体制の外にあるものの発見と認識の深まりという動向を中心として追跡することにより、平安時代の思想・文化の特質と変遷を論じられた。

ただし今日の日本史研究の進展により、律令国家体制といわれる平安時代の国制そのものについて、従来の認識に対する見直しが迫られている。すなわち、中国では西晋から隋唐にかけての律令制の時代、律令と対置して礼制（五礼に編成された国家的儀礼）が整えられたのであり、本来律令は、貴族社会の内部秩序を皇帝権力のもとに整序し統合するところの儀注（＝礼典）の存在を不可欠としていた。律令制というより儀注・律令制と規定すべき国制であったのであり、日本でも八世紀中葉に、律令の編纂には五礼の整備が伴うべきというこの中国的な認識——律令には礼制との二元構造があり、律令は礼制と相まって初めて機能するという認識、さらに礼制は律令に優先するという中国的な理念——が支配層のあいだで共有される。八世紀中葉から九世紀にかけて、唐令・唐礼の継受は新たな段階を示すのであり、日本的な律令法と礼制が定着したのが撰関期の国家と捉えるべきだ、との議論がなされている。「律令的な価値体系」を平安時代の思想をつ

かむ切り口とするには、今日の研究成果を踏まえたうえで、「律令的」とは何かを改めて定義しなおす手続が必要となる。

しかし、平安時代の国制を従来のように律令制とみるにせよ改めて儀注・律令制と捉えるにせよ、その国制の基盤、大先輩出身者たちの知の基盤に儒教があることは揺らがぬ。それゆえ平安時代知識人の思想を考へるにあたっては、まず儒教思想の受容の様相が問われるべきだろうが、平安時代の儒教については、その国制と儒教思想との結びつきゆえにかば自明とされ、古代史研究において十分に検討議論されることとなされてこなかった。そうしたなかで、古代における儒教受容の限界を強調し、古代の日本は漢字文化圏だが儒教文化圏とはいえず文字の上の知識として学んだにすぎない、実際の政治や道徳や文学に儒教の影響は小さいという主張が今なお一定の影響をもっている。

いったい平安時代の儒教とは、実質的にどのようなものだったのか。この問いに対しては、平安時代の人々が做った唐という時代の儒教、唐王朝の国制と不可分の関係にあったところの唐代儒教とは如何なるものだったのかの確認がまず必要となろう。が、唐代三百年は一般的には、その前の四百年近い六朝時代とともに、圧倒的に儒教優勢の時代だった漢代と、新儒教の時代となる宋代とに挟まれた、儒教的には谷間の時代とみなされる。唐代の儒教については、漢代に確立された経学、訓詁の学という領域を出ることなく、その総括

としての『五経正義』が作られたこと、中唐以降、新儒教に繋がる新しい動きがあらわれ出すことなどが指摘され、学園の特徴としては六朝の風潮の強く残っていた唐代、明経が軽んじられ詩文が重視されて進士科に人材が集中したといわれるが、平安時代大学寮もこれと傾向を同じくする。

いま本稿では、平安朝文人貴族の儒教思想の実質を考える具体的な手立てとして、白居易「策林」と「貞観政要」とに注目し、特に白氏「策林」の受容について取りあげたいと思う。白居易の詩文集『白氏文集』と「貞観政要」は、大学寮の教科書ではないものの平安朝の文人貴族が重んじていたものであり、それを反映して比較的多くの古抄本が残存する。なお「貞観政要」は、唐代文化を基礎づけた太宗の政治に関する言行を、玄宗時代の歴史家呉兢が十卷四十篇に編纂した書であり、『日本国見在書目録』に著録されるが、既に桓武朝には伝来したかと推測されている。太宗は多くの優れた人物を任用しその諫言をいれ、儒教の精神を治国の方針とし、『五経正義』を作らせて大学の教科の標準とした。そうした太宗の政事——優れた臣下の補佐する統治のさま——を記す『貞観政要』は、平安時代おおいに尊ばれたとおぼしく、菅原家・藤原南家・大江家・清原家など家伝の本が伝わる。白居易「策林」とは、『白氏文集』巻四十五から四十八に収められ全七十五篇から成るもので、白居易が制科（天子親裁の試問）に応じるためのいわば想定問答集として、親友元稹と共に作成したものである。唐王朝としてあるべき政治理念、

とるべき政治指針が明快かつ具体的にまとめられた模範論集ともいべきこの白居易「策林」は、唐において居易在世當時から科挙受験者の中で盛んに用いられ、日本でも国家の理念を明確に論じた文章として、平安前期の菅原道真や一条朝の明法道の権威・惟宗允亮らに重んじられた。唐王朝の治世の理念を示し、かつその具体的実践を記録した書ともいべき「貞観政要」も、王朝の理念と具体的方策を論ずる白氏「策林」も、平安時代の文人貴族たちにとって、いわば大学寮で学ばれる諸々の儒教経典の言葉と実際の政治——政治上の具体的な個々の課題——との間をつなぐ書物・言葉であり、官僚としての思想と態度の規範を示すものとしてあつたと捉えられる。

二 平安時代における白氏「策林」の受容

白氏「策林」の受容を具体的に論ずるにあたり、以前にも拙稿で取り上げた源為憲詩と『権記』の記事を、今改めて左に挙げる。源為憲・藤原行成はいずれも一条天皇の御代に活動した文人貴族である。『源氏物語』や『枕草子』が誕生した一朝は、平安女流文学の最盛期としてまた漢文学の隆盛した時代として知られるが、この「好文の賢皇」一条天皇の御代とは、疫病・旱・内裏火災等々絶えることのない災異に悩まされた時代でもあつた。

感滅四分一之詔一首 四分一を減ずるの詔に感ずる一首

減服御常膳物

源為憲

明王濟世幾多功
遍代疲民事儉恭

服御常膳の物を減じたまふ
明王世を済すくひたまふ 幾多の功ぞ
遍く疲やせたる民に代はりて儉恭を事と
したまへり

御府奇文心減製

御府の奇文は製たつを減じたまふべし

天厨異味不要重

天厨の異味は重たかぶことを要めたまはず

堯年水溢多愁診

堯年にも水溢あふれて診しを愁もふること多し

湯日旱炎自弃農

湯日にも旱炎あせりて自ら農を弃すてたり

聖代難逃天定数

聖代すら逃れ難がきは天の定めたる数なり

何為責己慕時邕

何なんぞ己を責めて時邕じゆうを慕ほひたまふ
をや

〔「本朝麗藻」巻下、帝徳部、97〕

右の為憲詩の頸聯「堯年にも水溢れて診を愁ふること多し湯日にも旱炎りて自ら農を棄てたり」とは、伝説の名帝堯の治世に九年にも及ぶ洪水の災があり、また夏の悪王桀を滅ぼして殷王朝を開いた湯王の治世にも、早の害が七年にわたり続いて農事が出来なくなつたという故事をふまえる。この堯水湯旱の故事は、『書経』堯典¹²、『史記』夏本紀¹³、『漢書』食貨志¹⁴、『帝範』¹⁶臣軌など諸書にみえ、『芸文類聚』巻百・災異部「祈雨」等にも挙がる。堯帝や湯王の如き優れた天子の治世、伝説の聖代においてすら逃れ難く災厄は起こつたのである、それは「天定数（天の定めた運命）」であつたのだ、それと同じくいま一条帝の御代に災異が起きるのも、為政者に

対する天の戒めではなく避け得ない天の巡り合わせというべきなのだ、しかしながら天皇は自らの不徳の致すところと御自身をお責めになつて儉約に努め、太平を願われておられることよ、というのが頸聯尾聯の詩意となる。

次に、寛弘の四納言として、一条朝を代表する優れた公卿と数えられる藤原行成の『権記』を挙げる。

近日疫癘漸く以て延蔓す。此の災年来連々として絶ゆる無し：而して今世路の人皆云く、代は像末に及べり、災は是れ理運なりと。予思ふに然らず：後漢の末歳、災異重疊す。後代の史、当時の謡、以為らく賞の其の功に当たらず、罰の其の罪に当たらずと。又王法論の如し。悪人を治罰せず、善人に親近せざれば、禍胎災孽何処にか之を転ぜんや。：今年夏招俊堂に災あり、其の後幾ならずして応天門壊る。皆是れ怪異の極みにして、有識者定めて応に所見有るべけれど、主上寛仁の君にして、天曆以後の好文の賢皇なり。万機の余閑に、只叡慮を廻らし、澄清せんことを所期す。庶幾ふ所の者は、漢の文帝唐の太宗の旧跡なり。今斯くの時に当たり災異鋒起するは、愚暗の人、理運の災を知らず。堯の水湯の旱も免れ難し。忽ち白日蒼天に迷ふ。訴ふと雖も答ふる者無きなり。

右は長保二（一〇〇〇）年六月二十日条。行成は近年の疫病の流行について、世人が末法思想の見方から像法末期の世の理運だと言うのに対して、まず否定する。そして「後代の史、当時の謡」云々と、後漢末のたび重なる災異の原因を政治の

乱れ（特に賞罰と人材登用について）とする史書等の天人感
応説を引いて、それは『金光明最勝王經』王法正論品にも通
ずる考え方なのだとする。災厄は政治への戒めに他ならぬと
して、度重なる災異を理解し受けとめようとする官僚行成の
姿を前半部にみることができるとする。

「今年夏招俊堂に災あり」と続く後半部。豊樂殿招俊堂
の雷火、応天門の崩壊は、まさに怪異の極みであって有識者
には考えるところがあるだろう。しかし一条天皇は「寛仁の
君」「好文の賢皇」であって、万機の暇にもただ世の中が正
しく清らかに治まることを願って心を砕いておられる。学問
に励まれ、漢文帝や唐太宗の如き名君に近づこうと努めてお
られる。それなのにこの御代に災異が頻発するとはどうい
うことなのか、私のような愚か者には世人の言う理運の災など
は分からぬ。堯の治世にも洪水が続き、湯王の時も早に悩ま
されたのであって天命は知り難く、天を仰いで答えを求めて
も答えは得られないのだ、という。この条で行成は、学識あ
る官僚として、災異をまずは天人感応説に則って受けとめる
基本姿勢を示しつつ、しかし、好文の賢皇でありながらこの
ような災異を受けなければならぬ一条帝治世を慨嘆し、中
国聖代の堯・殷の湯王の水旱の害に言及して、天命の知り難
さとその中で尽くすべき人事を思う。一条朝について考える
行成の思惟の中で、為憲詩と同じように、堯湯水旱の故事を
引きつつ天人感応説を相対化するような思考の流れが展開さ
れていることに注意したのである。

そもそも平安時代の国家と為政者は、天人感応と呼ばれる
思想——帝王をはじめ為政者の行為に対して天が敏感に反応
するという思想——に基づき、災厄に対してはそれを政治の
乱れや為政者の不徳をさとす天の戒めとみなして対応するの
が常であった。一条天皇が災異にあたり儉約に努める詔を下
したのも、税収減に対する現実的対処であるとともに、自ら
への天の戒めと受けとめたことに因る。先に挙げた為憲詩は、
そこを敢えて堯湯水旱の故事を持ち出すことよって一条朝
の災厄の意味を解釈した、すなわち災異の有無と為政への評
価とを合理的に切り分けて、災厄続く一条帝治世を保証した
わけだが、このような表現を紡ぐ一条朝の文人貴族達のひと
つの知の基盤として、白氏「策林」が想定されるのである。
白居易の「策林」第十八道「水旱の災を并じ存救の術を明ら
かにす」には、次のようにある。¹⁹

問ふ。狂なれば恒雨若ふ、僣なれば恒陽若ふ。此れ政教
道を失すれば、必ず天の感ずるを言ふなり。又堯の水は
九年、湯の旱は七年。此れ陰陽の定数にして人に由らざ
るを言ふなり。若し必ず政に繋がらば、則ち盈虚の数は
徒言ならん。如し人に由らざらんば、則ち精誠の禱は安く
んぞ用ゐん。二義相戻れり、それ誰れにか従ふべけん。

臣聞く。水旱の災、小有り大有り。大なる者は運に由
り、小なる者は人に由る。人に由る者は、君上の道を失
ふに由り、其の災得て移すべきなり。運に由る者は、陰

陽の定数に由り、其の災得て遷すべからざるなり。然れば則ち小大本末、臣粗之を知る。其の小なる者は、：（軍隊ニ乱暴ナ者ガイル、賞罰ガ適當デナイ、徳ノナイ者ガ登用サレル等々ノ政治的理由ヲ挙ゲ、人々ノ悲シミ怨ム氣持ガ変化シテ災イヲモタラス故、天災ニアツテ古ノ天子ハ政治ヲ深ク省ミタノダト述ベテ）：若し此に一有れば、則ち是れ政令の失にして天地の譴むるなり。又洪範に曰く、狂なれば恒雨若ふ、僭なれば恒暘若ふと。信あらず又あらざれば、亦水旱之に応ずるを言ふ。然らば則ち人君苟も能く過ちを改め違ひを塞ぎ、徳に率ひ政を修め、天を敬むの志を勵まし、己を罪するの心を虔めば、：至誠の感ずる所、災を為す能はず。：此れ臣の所謂人に由りて移すべき災なり。其の大なる者は則ち唐堯九載の水、殷湯七年の旱、是なり。夫れ以みるに堯の大聖、湯の至仁にして、時に于て徳儉にして人和し、刑清くして兵偃む。上、狂僭の政無く、下、怨嗟の聲無し。而れども卒に浩浩として天を滔すの災、炎々として石を爛らすの沴有り。君上の道を失ふに非ず、蓋し陰陽の定数なり。此れ臣の所謂運に由りて遷すべからざる災なり。然らば則ち聖人は災を遷すこと能はざるも、能く災を禦くなり。時に違ふこと能はざるも、能く時を輔くるなり。：（コノヨウナ場合モ常日頃カラノ蓄エガ十分デアリ、人々ガ恩義・信義デ結バレテイルコトデ、対応出来ルノダト述ベル）

右の文章は、水旱の災をどう捉えるべきかを論ずるものである。君主が狂妄であったり道理に外れていたりして政治・教化が道を失えば、天が必ず反応して水旱の災が起こるとか、いっぽう堯帝や湯王の時に水旱の災があつたが、これは人の善悪によらず天運であつたという。災害が為政者の善悪によるならば、天の定めた運命などという考えはたわ言となろうし、災害が人の善悪によらないとなれば、真心ある態度や祈りなど無用であろう。この二つの考え方は矛盾しているが、どちらに従うべきかという問いを立て、それに対して答える。水旱の害は運に基づく大なるものと、人に基づく小なるものとがあり、小の場合は君主の態度を改めることで害をなくすることができ、が、堯帝湯王の世の水旱の如き運、陰陽の「定数」による大なるものは、君主の態度如何によらない。しかしこの場合には、常日頃からの備蓄と人心が信義で固く結ばれていることで対応することが出来るのだ、と。居易「策林」のこの文章は、災異に対する非常に合理的な、バランス感覚のある見方を明快に提示するものとなっている。先にみた為憲詩や「権記」の思考態度は、この「策林」の論理とあい通じるものと思われる。

ここで視点を変えて注意したいのは、白氏「策林」の当該文章が『政事要略』に引用されている事実である。『政事要略』とは、一条朝に活躍した明法家惟宗允亮によつて編纂された法制書であり、全百三十巻、うち二十五巻が現存する。藤原実資の嘱を受けたもので、政務行事に關して「各節目」

とに、それに関係のある律令格式の条文や国史・日記などの記事、更に広く参考とすべき和漢の典籍を引用し、また著者自身や父祖先輩の勘文・勘答などを掲げ、要所には著者の私案を付するとともに、父祖や古老からの談話まで²⁰収録する。なお惟宗允亮は、一条朝において明法道の権威として仰がれていた人物であり、明法得業生から出身して永観二(九八四)年頃明法博士となり、勘解由次官・左衛門権佐・檢非違使・大判事等を歴任した。允亮は朝廷の諮問に応じて多くの勘文を奉るとともに、私邸で令を講じたり、藤原道長・実資・公任・行成らから政務法令に関する質疑を受けて度々応答したりしている。『権記』『小右記』には彼の名がたびたび登場し、ことに実資・行成とは交流が深かったことを推察させる。なお允亮はいわゆる長徳の変に際して、檢非違使として内大臣藤原伊周逮捕を指揮したが、この時の檢非違使別当が藤原実資、藤原行成は藏人頭であった。

政務に必要な資料を集録したこの『政事要略』に、『白氏文集』引用が現存巻のみでも六箇所に及ぶことは、つとに太田次男氏によって指摘されたところであった²³。現存する『政事要略』の『文集』引用は「策林」から三例、判(巻四十九)から一例、諷諭詩新樂府(巻三)から一例、そして蘇州禪院白氏文集記(巻六十一)の全六例。一見して分かる通り「策林」からの引用が目立つが、そのひとつが、先に挙げた「策林」第十八道「水旱の災を弁じ存救の術を明らかにす」なのであり、『政事要略』巻六十「交替雜事廿」の「損

不堪佃田事」の項に引用されている。この「損不堪佃田事」は、水旱蟲霜等の害を蒙った田地の問題を扱う項で、はじめに損田・不堪佃田に対する調庸の減額等具体的処理方法が、令格式等を挙げて示される。そしてそれに続けて、「策林」の「水旱の災を弁じ存救の術を明らかにす」や、諷諭詩新樂府「捕蝗」が載せられるのである。これらはその前に掲げられる法令文と異なり、水旱蝗害に対する具体的対策のためではなく、そもそも為政者は水旱蝗害というものを如何に理解し受けとめるべきかという「為政者の心構えに資する」ものとして、すなわち個々の具体的対策が拠って立つべき基本的政治理念を典型的に示す文章として掲げられている。白氏「策林」が一条朝の文人官僚たちに確かに受けとめられ、その思考と判断の拠所になっていたことを示す例である。

ちなみに『貞観政要』²⁵には、第三十九「論災異(災異を論ず)」の篇がある。三章で成り、大水や彗星出現といった災異に及んでの臣下たちの進言が載るが、それらは以下のようなものである。

(貞観八年、山崩レ大水ニミマワレタ際ニ虞世南方進言シテ) ……且つ妖は徳に勝たず。唯だ徳を修むれば以て変を銷すべし、と。太宗、以て然りと為す。

(同ジク八年、彗星ガ現レタノニ際シ虞世南方進言シテ) ……陛下若し、徳政修まらざれば、麟鳳數見はると雖も、終に是れ益無からん。但だ朝をして闕政無く、百姓をして安楽ならしめば、災変有りと雖も、何ぞ時に損

ぜん。。(魏徴が進言シテ) 臣聞く、古より帝王、未だ災変無き者有らず。但だ能く徳を修むれば、災変自ら銷す。陛下天変有るに因りて、遂に能く誠懼し、反覆思量し、深く自ら剋責す。此の変有りと雖も、必ず災を為さざるなり、と。：

(貞観十一年、大雨二際シ岑文本が進言シテ) 臣の愚心、惟だ願はくは、陛下思ひて怠らざらんことを。則ち至道の美、三五と隆を比し、億載の祚、天地に随ひて長久ならん。桑穀をして妖を為し、龍蛇をして孽を作し、雉をして鼎耳に雉き、石をして晋の地に言はしむと雖も、猶当に禍を転じて福と為し、咎を変じて祥と為すべし。

況んや水雨の患は、陰陽の恒理なり。豈に之を天譴と謂ひて、聖心に繋くべけんや。…太宗深く其の言を納る。

右の如く、既に『貞観政要』の内に天人相関思想を相対化するような視座・合理性が認められるが、唐代では以降例えば徳宗時代の陸贄の奏議に、堯湯の故事を挙げて天人相関説を相対化する文言がみられる(「夫れ水旱の敗為るや、堯湯も之を被れり。陰陽相寇す、聖も何ぞ禦がん哉(夫水旱為敗、堯湯被之矣。陰陽相寇、聖何禦哉)」。こうした、漢代儒教の天人相関説を相対化してゆく唐代国家の儒教のありかた、『貞観政要』から陸贄の奏議という流れの延長線上に白居易「策林」は成立しているようだが、本稿では今はこれ以上この問題について立ち入ることは出来ない。

平安時代の儒教に関して、平安朝の文人貴族は「董仲舒の天人相関思想によって神秘的呪術的傾向を加えたところの、陰陽道を含む正統的儒教」を受容したことで「祥瑞災異思想や禁忌意識をいたずらに煩瑣にし肥大化させ」たといわれる。しかし、『政事要略』の白氏「策林」重視や、その「策林」の思考に通じる為憲詩や行成の日記をみると、平安朝文人貴族たちの儒家思想に対して改めて検討する必要性が浮き上がってこよう。『源氏物語』薄雲巻、天変地異が頻りに起こり、太政大臣や式部卿の宮の死などの凶事が続くなかで、冷泉帝が内大臣光源氏に讓位をほのめかす段には、光源氏の言葉としてこうある。「いとあるまじき御事なり。世の静かならぬことは、かならず政の直くゆがめるにもよりはべらず。さかしき世にしもなむよからぬことどもはべりける。聖の帝の世に横さまの乱れ出で来ること、唐土にもはべりける。わが国にもさなむはべる」と。『源氏物語』の作者紫式部も、惟宗允亮や行成と同時代を、しかも彼等と近い文化圏の中で生きていたわけだが、一条朝知識人達の思考の特質には、かれらが白居易の文を深く受容したことがやはり大きく与っているのではあるまいか。

注

1 平安時代における白居易「策林」の受容については、拙著『源氏物語と平安朝漢文学』(二〇一九年、勉誠出版)の「一条朝前後の漢詩文における『白氏文集』諷論詩の

- 受容」二条朝の文人貴族と惟宗允亮——源為憲詩を起
点として」を参照されたい。
- 2 大隅和雄「古代末期における価値観の変動」(『北海道大
学文学部紀要』16、一九六八年二月)。氏の問題意識を
受け律令国家の価値観・文章経国思想を軸とした論とし
て、小原仁「撰関・院政期における本朝意識の構造」
〔『中世貴族社会と仏教』二〇〇七年、吉川弘文館。初出
は一九八七年〕も参照されたい。
- 3 注2論文
- 4 大隅清陽「礼と儒教思想」(『律令官制と礼秩序の研究』
二〇〇一年、吉川弘文館)、大津透「天皇制唐風化の画期」
〔『古代の天皇制』一九九九年、岩波書店〕「格式の成立
と撰関期の法」『新体系日本史2 法社会史』(二〇〇一
年、山川出版社)等。
- 5 平安時代の儒教については、市川本太郎『日本儒教史(二)
中古篇』(一九九一年、汲古書院)久木幸男『大学寮と
古代儒教』(一九六八年、サイマル出版会)、工藤重矩『平
安朝文学と儒教の文学観—源氏物語を読む意義を求め
て』(二〇一四年、笠間書院)等がある。
- 6 津田左右吉『文学に現はれたる国民思想の研究 一—貴
族文学の時代—』(『津田左右吉全集』四、一九六四年、
岩波書店)
- 7 若槻俊秀「唐代儒教の一考察—孔子の苗裔を通してみ
た」(『大谷大学研究年報』31、一九七八年二月)
- 8 原田種成『貞観政要の研究』(一九六五年、吉川弘文館)
注1「一条朝の文人貴族と惟宗允亮——源為憲詩を起
点として」
- 9 注1
- 10 『権記』長保六年六月二十日条の語。
- 11 『本朝麗藻』詩の本文・訓読及び番号は『本朝麗藻簡注』
(一九九三年、勉誠社)による。
- 12 帝曰、咨、四岳。湯湯洪水、方割。蕩蕩懷山襄陵、浩浩
滔天、下民其咨。有能俾乂。…九載、績用弗成。
- 13 当帝堯之時、鴻水滔天、浩浩懷山襄陵、下民其憂。…於
是堯聽四岳、用鯀治水。九年而水不息。功用不成。
- 14 聖王在上而民不凍飢者、非能耕而食之、織而衣之也、為
開其資財之道也。故堯禹有九年之水、湯有七年之旱、而
國亡捐瘠者、以畜積多而備失具也。
- 15 上古之代、務在勸農、故堯水九年、湯旱七載、野無青草
而無飢色。
- 16 『雲文類聚』卷百「祈雨」では冒頭「呂氏春秋曰、昔者
殷湯、克夏而王天下、五年不雨、湯乃以身禱於桑林…」
と『呂氏春秋』を挙げ、ほか『荀子』『説苑』等の記事
を載せる。
- 17 『権記』本文は史料纂集により訓み下した。『権記』当該
条については、藤原克己「公卿日記と漢文学」(『菅原道
真と平安朝漢文学』二〇〇一年、東京大学出版会)によ
るところが大きい。

- 18 王法正論品では、王は正論を実践しないと諸天の怒りを受けて亡ぼされるとして、国王の治国についての要路が述べられる。
- 19 本文は新訂増補国史大系『政事要略』による。但し、太田次男「『政事要略』所引の白氏文集」「金澤文庫と白氏文集」（旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究）一九九七年、勉誠社）に従い一部改めた箇所がある。
- 20 虎尾俊哉「政事要略について」（『古代典籍文書論考』一九八二年、吉川弘文館）
- 21 惟宗氏は飛鳥以来の帰化人系大族、秦宿祢・秦忌寸・秦公の三氏の嫡流が、元慶年間にその名を特賜された一族であり、惟宗氏の多くは「帰化氏族の常として中国的知見を継承するとともにその特技を活用」し、「或いは太政官外記・史等々の勢官を帯し、或いは衛門府官人にして檢非違使宣下を蒙り、兼ねて明法・文章・陰陽・医博士等に任ぜられ、諸道における総帥たる榮譽を担った」という（利光三津夫・松田和晃「古代における中級官人層の系図について―東京大学史料編纂所蔵『惟宗系図』の研究―（上）（下）」「法学研究」一九八三年・二月）。
- 22 『本朝麗藻』卷下法令部にこの時の大江以言の詩序と詩が載り（詩序は『本朝文粹』にも収録）、長保元（九九九年六月三日とある（『日本紀略』は六月某日とする））。
- 23 太田次男「『政事要略』所引の白氏文集」「金澤文庫と白氏文集」（旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究）中・下巻、一九九七年、勉誠社）。
- 24 注23論文
- 25 なお『政事要略』には『貞観政要』の引用は現存二箇所ある（巻六十一で「論刑法」篇を、巻六十九で「任賢」篇を引く）。
- 26 本文は新釈漢文大系『貞観政要』による。
- 27 『均節賦稅恤百姓』其の五（『唐陸宣公集』卷二二）。木下鐵矢「治」より「理」へ―陸贄・王安石・朱熹―（『東洋史研究』55、一九九六年十二月）は、陸贄のこの奏議を取りあげ、そこに天人相関説からの離脱が表れていることを指摘する。このほか、唐代の天人相関思想については、戸崎哲彦「唐代中期における儒教神学への抵抗―天命・祥瑞の理想をめぐる韓愈・柳宗元の対立とその政治的背景―」（『滋賀大学経済学部研究年報（3）』一九九六年）が、中唐に韓愈と柳宗元が符命・祥瑞災異思想（天人相関思想）をめぐる対立したことを論じる。
- 28 藤原克己「平安朝漢文学の歴史社会的基盤―中国との比較を視座として―」（『菅原道真と平安朝漢文学』二〇〇一年、東京大学出版会）。
- 29 なお今日歴史学において、貞観年間の『御注孝経』採用、『大唐開元礼』の受容による宮中儀礼の整備、『儀式』の

編纂、貞観年号の採用（背景には『貞観政要』に理想化された帝王と貴族の共同統治がある）等、貞観年間前後に藤原基経らによって儒教の導入が挺入れされたという指摘がある（注4大隅論文等）。王権（天皇制）は当初、儒教や礼制ではなく神話の氏族制的なイデオロギーによって正当化されていたが、八世紀中葉以降、王権をイデオロギー的に補強するために礼制継受が進む。また平城朝に五位以上官人の全子弟に大学寮への就学が義務づけられたように、儒教思想は貴族社会を統合する秩序原理として機能し始める。そこには、八世紀以降の藤原氏が一貫して追求した「有力臣下による王権の補佐・後見」という権力形態を正当化し得るのは、仏教道教ではなく儒教のみであったことも与ると考えられるという。

『貞観政要』に関していえば、『貞観政要』卷十「論祥瑞第三十八」には、太宗が貞観六年「此より後、諸州の所有祥瑞、並びに申奏を用ゐざれ」と、祥瑞の報告を停止するよう侍臣に告げたとある。奈良時代から平安時代に続く日本の祥瑞改元が貞観の後の元慶をもって終わるのも、『貞観政要』に示された唐王朝の天人相関思想に対する態度（儒家思想）の受容を考慮する必要があるだろう。長徳四年頃、左右衛門権佐に惟宗允亮と後の式部の夫藤原宣孝が任じられている。また、行成は『行成詩稿』において式部の父藤原為時を「親友」と呼んで詩を和している。

